

第 28 号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成 12 年桶川市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、前号に掲げる場合を除く。
- (3) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から 第25項まで、第32項、第74項又は第81項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>2 市長は、規則で定める者から、別表第12項又は 第18項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>3 市長は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項に規定する盲導犬の使用者証を有する者から別表 第26項から第29項までに規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表 第33項から第36項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めると</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から、別表第1項から 第24項まで、第31項、第73項又は第80項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>2 市長は、規則で定める者から、別表第12項又は 第17項に規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>3 市長は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項に規定する盲導犬の使用者証を有する者から別表 第25項から第28項までに規定する事務の申請があったときは、当該手数料を免除する。</p> <p>4 市長は、別表 第32項から第35項までに規定する事務の申請があった場合において、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認めると</p>

き、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。

5 市長は、別表**第63項**に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

別表(第2条関係)

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
13	住民票の除票記載事項証明書又は戸籍の附票の除票記載事項証明書の交付	1通につき 150円
14	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
<u>15</u>	略	
<u>16</u>	略	
<u>17</u>	略	
<u>18</u>	略	
<u>19</u>	略	
<u>20</u>	略	
<u>21</u>	略	
<u>22</u>	略	
<u>23</u>	略	
<u>24</u>	略	
<u>25</u>	略	
<u>26</u>	略	
<u>27</u>	略	
<u>28</u>	略	
<u>29</u>	略	
<u>30</u>	略	
<u>31</u>	略	
<u>32</u>	略	
<u>33</u>	略	
<u>34</u>	略	

き、又は公益上特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除する。

5 市長は、別表**第62項**に規定する事務の申請があった場合において、当該屋外広告物が政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するものに該当するときは、当該手数料を免除する。

別表(第2条関係)

項	手数料を徴収する事務	金額
略		
13	住民票の除票記載事項証明書又は戸籍の附票の除票記載事項証明書の交付	1通につき 150円
<u>14</u>	略	
<u>15</u>	略	
<u>16</u>	略	
<u>17</u>	略	
<u>18</u>	略	
<u>19</u>	略	
<u>20</u>	略	
<u>21</u>	略	
<u>22</u>	略	
<u>23</u>	略	
<u>24</u>	略	
<u>25</u>	略	
<u>26</u>	略	
<u>27</u>	略	
<u>28</u>	略	
<u>29</u>	略	
<u>30</u>	略	
<u>31</u>	略	
<u>32</u>	略	
<u>33</u>	略	

<u>35</u>	略		<u>34</u>	略	
<u>36</u>	略		<u>35</u>	略	
<u>37</u>	略		<u>36</u>	略	
<u>38</u>	略		<u>37</u>	略	
<u>39</u>	略		<u>38</u>	略	
<u>40</u>	略		<u>39</u>	略	
<u>41</u>	略		<u>40</u>	略	
<u>42</u>	略		<u>41</u>	略	
<u>43</u>	略		<u>42</u>	略	
<u>44</u>	略		<u>43</u>	略	
<u>45</u>	略		<u>44</u>	略	
<u>46</u>	略		<u>45</u>	略	
<u>47</u>	略		<u>46</u>	略	
<u>48</u>	略		<u>47</u>	略	
<u>49</u>	略		<u>48</u>	略	
<u>50</u>	略		<u>49</u>	略	
<u>51</u>	略		<u>50</u>	略	
<u>52</u>	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額	<u>51</u>	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
<u>53</u>	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額	<u>52</u>	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	略 ウ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額
<u>54</u>	略		<u>53</u>	略	
<u>55</u>	略		<u>54</u>	略	
<u>56</u>	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1	<u>55</u>	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1

項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、ウ以外のもの

次に掲げる額を合算して得た額

(ア) 一戸建ての住宅

5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分

a 申請住戸数(申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数をいう。以下同じ。)が1戸のもの

5,000円

b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの

10,000円

c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの

18,000円

d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの

31,000円

e 申請住戸数が25戸を超えるもの

52,000円

(ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物

a 床面積の合計(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。b及び第57項ア(ウ)において同じ。)

項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、ウ以外のもの

次に掲げる額を合算して得た額

(ア) 一戸建ての住宅

5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分

a 申請住戸数(申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数をいう。以下同じ。)が1戸のもの

5,000円

b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの

10,000円

c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの

18,000円

d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの

31,000円

e 申請住戸数が25戸を超えるもの

52,000円

(ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物

a 床面積の合計(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。b及び第56項ア(ウ)において同じ。)

	<p>が300平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円</p>		<p>が300平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円</p>
	<p>イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、ウ以外のもの 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>a 申請住戸数が1戸のもの 38,000円</p> <p>b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 66,000円</p> <p>c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 96,000円</p> <p>d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの 140,000円</p> <p>e 申請住戸数が25戸を超えるもの 203,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準Iの第2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物を除く。第57項イ(ウ)において同じ。)の共用部分 111,000円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及</p>		<p>イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、ウ以外のもの 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>a 申請住戸数が1戸のもの 38,000円</p> <p>b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 66,000円</p> <p>c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 96,000円</p> <p>d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの 140,000円</p> <p>e 申請住戸数が25戸を超えるもの 203,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準Iの第2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物を除く。第56項イ(ウ)において同じ。)の共用部分 111,000円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及</p>

		<p>び非住宅建築物で、(オ)以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 250,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 317,000円</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、モデル建物法により評価したもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 91,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 118,000円</p> <p>ウ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第33項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>			<p>び非住宅建築物で、(オ)以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 250,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 317,000円</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、モデル建物法により評価したもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 91,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 118,000円</p> <p>ウ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に加え、第32項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
57	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>ウ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第33項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>	56	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>ウ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、第32項の審査を要するもの</p> <p>ア又はイの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
58	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>	57	建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>

		<p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び第62項において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>			<p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室並びに大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものをいう。以下この項及び第61項において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p>
		略			略
59	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、オ以外のもの	58	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面についてあらかじめ交付を受けたもので、オ以外のもの

		<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。 b、イ(イ)、第60項ア(イ)及びイ(イ)並びに第61項ア(イ)及びイ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>略</p> <p>オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、第33項の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>			<p>1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。 b、イ(イ)、第59項ア(イ)及びイ(イ)並びに第60項ア(イ)及びイ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>略</p> <p>オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に加え、第32項の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額</p>
60	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略	59	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略
		オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第33項 の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額			オ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に加え、 第32項 の審査を要するもの アからエまでの区分に応じた額に、同項の区分に応じた額を加算した額

<u>61</u>	略		<u>60</u>	略	
<u>62</u>	略		<u>61</u>	略	
<u>63</u>	略		<u>62</u>	略	
<u>64</u>	略		<u>63</u>	略	
<u>65</u>	略		<u>64</u>	略	
<u>66</u>	略		<u>65</u>	略	
<u>67</u>	略		<u>66</u>	略	
<u>68</u>	略		<u>67</u>	略	
<u>69</u>	略		<u>68</u>	略	
<u>70</u>	略		<u>69</u>	略	
<u>71</u>	略		<u>70</u>	略	
<u>72</u>	略		<u>71</u>	略	
<u>73</u>	略		<u>72</u>	略	
<u>74</u>	略		<u>73</u>	略	
<u>75</u>	略		<u>74</u>	略	
<u>76</u>	略		<u>75</u>	略	
<u>77</u>	略		<u>76</u>	略	
<u>78</u>	略		<u>77</u>	略	
<u>79</u>	略		<u>78</u>	略	
<u>80</u>	略		<u>79</u>	略	
<u>81</u>	略		<u>80</u>	略	

附 則

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桶川市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年6月9日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。